



会津坂下町告示第 6 号

会津坂下町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 2 項の規定により告示する。

なお、この効力は、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 4 項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から生ずる。

平成 20 年 3 月 18 日

会津坂下町長 竹内 显俊

新		旧		地番
大字	字	大字	字	
	中岩田		北逆水	甲1034の1から甲1034の7まで
			逆水	1833の1の一部、1834の1、1834の2の一部、1834の4、1834の6、1835の1、1835の2、1836の1から1836の3まで、1837、1838の1、1839の1、1840から1842までの各一部、1872の一部、1873の一部、1874の1の一部、1875の一部、1876の1の一部、1876の2の一部、1877の一部、1878の一部、1879から1881まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに1859の1の一部、1859の2の一部、1859の3、1859の4、1860の1、1860の2、1861、1862の2の一部、1862の6、1862の7、1863の一部、1863の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部、1865から1867まで、

				1868の1、1868の2、1869、1870、1871の1、1871の2に隣接する水路である公有地の全部、1871の2の地先の道路である公有地の全部
			沢ノ目	1722の1、1722の11の地先の道路である公有地の一部
	逆水		沢ノ目	1719の1、1719の9、1720の2、1721の2、1722の3、1722の5、1723の2、1723の5から1723の7まで、1724の2、1725の2、1726の3、1764の5、1764の8、1765の7、1766の2、1766の3、1766の6、1767の1から1767の3までの地先の道路である公有地の一部